

東京湾再生推進会議設置要綱の一部改正について（案）

1．改正の背景

東京湾再生推進会議設置要綱には、別紙1、別紙2として、東京湾再生推進会議委員名簿及び幹事会委員名簿が記載されておりますが、現状では、組織名の変更に伴う所属の変更であっても設置要綱第10項により、座長が推進会議に諮って行わなければならないこととなっております。

しかしながら、組織名の変更等に伴う別紙1又は別紙2の形式的な改正については、推進会議の各委員が改正の可否を審議するという性質のものではなく、座長から推進会議委員に対して委員の変更を通知すれば十分であると考えられますので、今般、設置要綱の一部を改正し、組織変更等に伴う別紙1又は別紙2の形式的な改正については、座長から推進会議委員への通知を以って行うこととします。

東京湾再生推進会議設置要綱（抜粋）

10 その他

本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。

2．改正内容

第10項 の後に、次の一文を追加する。

「ただし、組織変更等に伴う別紙1又は別紙2の改正については、座長から推進会議委員への通知を以って行う。」

3．施行日

平成19年3月13日

東京湾再生推進会議設置要綱（改正案）

平成 17 年 4 月 1 日現在

1 名称

この会議は、東京湾再生推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

2 目的

推進会議は、都市再生本部で決定されたプロジェクト「海の再生」を推進するため、関係省庁及び関係地方公共団体が、東京湾の水質改善のための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定し、これを推進することを目的とする。

3 推進会議の所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項に関して行動計画を策定し、推進する。

下水道の整備・機能改善等による東京湾の流域の汚濁負荷削減対策等に関すること。

干潟・浅場等の保全・再生及び汚泥の除去等による東京湾の海域浄化対策に関すること。

東京湾の海域環境のモニタリング及び分析に関すること。

4 推進会議の構成

推進会議は、別紙 1 に掲げる委員をもって構成する。

必要に応じ臨時委員を置くことができる。

5 座長

推進会議を主宰するため、座長を置く。

座長は、推進会議委員の互選による。

6 推進会議の開催

推進会議は、座長の招集により随時開催する。

座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

行動計画その他の推進会議の所掌に係る事項は、推進会議の合議により決定する。

7 幹事会

推進会議に幹事会を置く。

幹事会は、別紙 2 に掲げる幹事をもって構成する。

幹事会に幹事長を置き、推進会議の座長がこれを指名する。

幹事会は、推進会議の所掌事務の実施に関する協議及び調整、並びに 8 に規定する各分科会の相互の調整を行う。

幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。また、分科会の主査の求めに応じ開催する。

8 分科会

幹事会の下に次の 3 つの分科会を置く。

陸域対策分科会

海域対策分科会

モニタリング分科会

各分科会の委員は、行動計画の策定及び推進に係る国の機関及び都府市の職員により構成し、幹事長が幹事会に諮って定める。

各分科会に主査を置く。

各分科会は、それぞれ 3 の から に規定する事項を検討する。

9 事務局

推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

事務局の運営は、国土交通省の都市・地域整備局下水道部、港湾局及び海上保安庁が共同して行う。

10 その他

本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。ただし、組織変更等に伴う別紙 1 又は別紙 2 の改正については、座長から推進会議の委員への通知を以って行う。

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議の委員に諮って定める。

11 施行日

平成 14 年 2 月 5 日

東京湾再生推進会議委員名簿

内閣官房都市再生本部事務局次長

国土交通省都市・地域整備局下水道部長

〃 河川局長

〃 港湾局技術参事官

〃 海上保安庁次長

農林水産省農村振興局整備部長

〃 林野庁森林整備部長

〃 水産庁増殖推進部長

〃 〃 漁港漁場整備部長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

〃 水・大気環境局水環境担当審議官

埼玉県都市整備部長

〃 環境部長

千葉県県土整備部長

〃 総合企画部長

〃 環境生活部長

東京都下水道局長

〃 港湾局長

〃 環境局自然環境部長

神奈川県県土整備部長

〃 環境農政部長

横浜市環境創造局長

〃 港湾局長

川崎市建設局長

〃 港湾局長

〃 環境局長

千葉市下水道局長

〃 環境局長

さいたま市建設局長

〃 環境経済局長

東京湾再生推進会議幹事会幹事名簿

国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官

〃 河川局河川環境課流域治水室長

〃 港湾局環境・技術課環境整備計画室長

〃 海上保安庁総務部参事官

農林水産省農村振興局整備部地域整備課長

〃 林野庁森林整備部計画課長

〃 水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長

〃 〃 漁港漁場整備部計画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長

〃 水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室長

埼玉県都市整備部下水道課長

〃 環境部水環境課長

千葉県県土整備部下水道課長

〃 県土整備部港湾課長

〃 総合企画部企画調整課長

〃 環境生活部水質保全課長

東京都下水道局計画調整部計画課長

〃 港湾局港湾整備部副参事(環境対策担当)

〃 環境局自然環境部水環境課長

神奈川県県土整備部下水道課長

〃 〃 河川課長

〃 〃 砂防海岸課長

〃 環境農政部大気水質課長

横浜市環境創造局総合企画部環境政策課長

〃 港湾局港湾整備部企画調整課長

川崎市建設局下水道建設部計画課長

〃 港湾局港湾振興部企画振興課主幹

〃 環境局公害部環境対策課主幹

千葉市下水道局建設部下水道計画課長

〃 環境局環境保全部環境規制課長

さいたま市建設局下水道部下水道計画課長

〃 環境経済局環境部環境対策課長

東京湾再生推進会議設置要綱新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
10 その他 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。ただし、 <u>組織変更等に伴う別紙 1 又は別紙 2 の改正については、座長から推進会議の委員への通知を以って行う。</u> 略	10 その他 本要綱の改正は、座長が推進会議に諮って行う。 略